

瀬戸内海国立公園六甲地域修景緑化指針

六甲地域は、原植生がそのまま保存されている場所は必ずしも多くはなく、火山事、伐採等により原植生の破壊された土地に砂防植栽等を行い、次第に植生を回復させてきた場所が多い。これに鑑み、国立公園にふさわしく、原植生に近い植生の造成に資するよう、市場での入手可能性を考慮しつつ、以下に留意の上、行為許可、公園事業の執行の指導等を行う。

ア. 支障木の移植

工作物の新築、土地の造成等、各種工事の位置、範囲等の検討に際しては、可能な限り既存樹木を保存するよう留意する。やむを得ず支障木が生ずる場合、極力伐採を避け、移植するようにする。

イ. 裸地の緑化

各種工事に伴い、やむを得ず生じた裸地は、土地利用、防災等に支障のない限り、樹木等により緑化する。

ウ. 緑化に使用する草本、低木

急な法面等、樹木による緑化の困難な場所に使用する草本及び低木の種については、ノシバ、ススキ、マルバハギ、タニウツギ、ヤブウツギ等、六甲地域の自然植生の構成種または火入れ、定期的刈り払い等の伝統的土地利用による代償植生の構成種を多く利用する。

エ. 緑化に使用する樹種等

敷地内の植栽、工事跡地の修景緑化等においては、別記の六甲地域の自然植生構成種を主体にする。